政令第七十六号

平成二十二年度における児童手当法及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用する児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令

内閣は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十一条第二項（同法附則第六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用する児童手当法第二十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十二年度における児童手当法第二十一条第一項の拠出金率、同法附則第六条第二項において準用する同法第二十一条第一項の拠出金率及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用する児童手当法第二十一条第一項の拠出金率は、合わせて千分の一・三とする。

附　則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第七十七号

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令

内閣は、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（子ども手当事務費交付金の総額）

第一条　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（以下この条において「法」という。）第十八条第二項の規定により平成二十二年度において政府が市町村（特別区を含む。次条において同じ。）に交付する交付金（次条において「子ども手当事務費交付金」という。）の総額は、子ども手当の事務の処理に要する子ども手当受給者（法第六条の規定により認定を受けた受給資格者をいう。以下この条において同じ。）一人当たりの費用の額として厚生労働大臣が二千九百八十九円を基準として定める額に、同年度の四月から二月までの各月末における子ども手当受給者（法第二十一条に規定する児童手当等受給資格者に該当する者を除く。）の数の合計数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数を十一で除して得た数を乗じて得た額とする。

（各市町村ごとの子ども手当事務費交付金の額）

第二条　各市町村に対して交付すべき子ども手当事務費交付金の額は、当該市町村における子ども手当の支払件数等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。ただし、平成二十二年度において現に要した費用の額を超えることができない。

附　則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第七十八号

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第二十号）の施行に伴い、並びに同法附則第三条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（砂防法施行規程の一部改正）

第一条　砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第五十二条第三項」を「第五十条第三項」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「第五十二条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第五項中「第五十二条第七項」を「第五十条第七項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条の次に次の一条を加える。

第十一条　砂防法第四十九条ノ規定ニ依リ読替テ適用スル同法第十四条第二項ノ政令ヲ以テ定ムル砂防設備ニ係ル工事ハ左ニ掲グルモノトス

一　機能ガ低下シタル砂防設備ニシテ之ヲ放置スルトキハ著シキ被害ヲ生ズル虞アルモノニ係ル其ノ機能ノ回復ノ為ニ施行スル工事ニシテ之ニ要スル費用ノ額ガ千万円以上ノモノ

二　埋塞ノ虞アル砂防設備ニ於テナス堆積シタル土石其ノ他之ニ類スルモノノ排除ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノ

（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

第二条　道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「負担金（以下」の下に「この条において」を加える。

第五条及び第六条を削り、第七条を第五条とし、第八条を第六条とする。

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令の一部改正）

第三条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第二項中「前条第二項」を「第六条の二第二項」に改め、同条を第六条の四とする。

第六条の二の次に次の一条を加える。

（国庫負担金の額の算出方法）

第六条の三　法第八条第一項の規定により国が地方公共団体に対して交付する負担金の額は、法第七条の規定により決定された災害復旧事業の事業費のうち各年度において施行される災害復旧事業に係るものから当該各年度における工事雑費及び事務費を除いた額に法第四条の規定による国の負担率を乗じて得た額とする。

第十六条中「第六条の三第二項」を「第六条の四第二項」に改める。

（道路法施行令の一部改正）

第四条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の六第一項の表第十三条第四項、第十九条第二項、第五十条第二項から第四項までの項中「第五十条第二項から第四項まで」を「第五十条第四項及び第五項」に改め、同表第五十条第三項及び第四項、第五十三条第二項の項中「第五十条第三項及び第四項」を「第五十条第四項及び第五項」に改め、同表第五十条第四項の項中「第五十条第四項」を「第五十条第五項」に改め、同条第二項の表第五十条第二項の項を削り、同表第五十条第三項及び第四項、第五十三条第二項の項中「第五十条第二項及び第四項」を「第五十条第四項及び第五項」に改め、同表第五十条第三項の項中「第五十条第三項」を「第五十条第四項」に改め、同表第五十条第四項の項中「第五十条第四項」を「第五十条第五項」に改める。